

「表紙共 14枚」

令和6年4月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年5月8日(水曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

4 月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第4号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
 - 第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
 - 第7号 5月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について
 - 第2号 農地造成にかかる一時転用の届出の件
- 7 その他
 - (1) 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に対する回答について

(2) 令和6年度大分県農業委員会会長会総会（大分市）

日 時：5月22日（水） 午前11時～

※会長

(3) 5月現地調査

日 時：5月27日（月） 午前9時～

※調査委員のみ

(4) 全国農業委員会会長大会（東京都）

日 時：5月29・30日（水・木）

※会長・事務局長

(5) 5月調査委員会

日 時：5月30日（木） 午前9時～

※副会長・調査委員

(6) 5月定例総会

日 時：6月10日（月） 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(7) 令和6年度 第1回役員会報告

(8) 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について

*加筆・修正箇所の説明

(9) 行政書士による不正事例について

(10) その他

- ・「4月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「4月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日、欠席委員さんはいらっしゃいません。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。 また、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長の指名した後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。 それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。 会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになりますので、今後は、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。お疲れさまでございます。 中山間地の方ではですね、もう田植えの準備が着々と進められております。事故に遭わないようにですね、熱中症にならないように、作業を行ってほしいと思います。 また、4月16日に市議会産業建設委員会委員との意見交換会を行いました。今の日田市の農業の現状、とかいうことについてですね、説明をいたしました。特に水稻の場合ですよね。1反当たりの経費、それと1反当たりの収入、そういうことを正確な数字をもとに説明をいたしております。こういうことをですね、詳しく、ほかのこともございましたが、詳しく説明をしております。 それでは、着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思います。 会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。 (異議なしの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは議事録署名委員、4番 穴井浩司委員、19番 河津裕治委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>
	<p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。今回議案訂正はございません。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、早速、議案の審議に入りたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>今回の調査委員は、5番 河津祐二委員、13番 平川修委員、15番 川津清則委員の3名の方でございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>調査委員長は15番の川津清則委員でございます。 こちらの席をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは川津委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>皆様、こんにちは。 会長が先ほど言われたように、もうそろそろ田植えの準備が忙しくなり、私のところではもう田植えが何件か終わった状態です。忙しい中、出席していただき、ありがとうございます。</p>
<p>調査委員長 (川津清則)</p>	<p>それでは本日の調査委員長の15番の川津でございます。 4月23日に、5番 河津委員、13番 平川委員、事務局4名と現地を調査しに行っていました。</p>
<p>調査委員長 (川津清則)</p>	<p>今回、案件が3件しかありませんけど、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>1頁でございます。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい、私から議案第1号、農地法第4条の申請について説明いたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>今日は1件の申請が出ています。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>番号8、申請地は大字三和〇ほか2筆の第2種農地です。地目は〇と〇が台帳 宅地、現況 田、〇が台帳田、現況 田です。面積は3筆合わせて519.37㎡です。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>申請人は藤山町の〇さんです。申請理由は、申請地を使い共同住宅用地として利用したい、とのことです。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>場所の説明です。国道212号を、小野方面に進み、南九州コカ・コーラボトリング株式会社日田営業所さんを過ぎた赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広い</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ため、現地の写真を2つに分けています。写真方向①の写真です。次に、写真方向②の写真です。〇と〇の間に法定外公共物の水路が通っていましたが、払下げを行い、〇に付け替える予定となっております。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
<p>調査委員長 (川津清則)</p>	<p>はい。 私たちが見た限り、問題は無いと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>それではチェックシートについてです。 資料No.1、1頁から2頁が農地法第4条についてのものです。全てに該当しないことが条件です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、議案第1号については問題が無いというような意向でございます。 皆さんの中で何かあればご発言を頂きたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、この議案第1号はですね、原案どおり許可相当といたします。 続きまして議案第2号ですね、2頁にまいりたいと思います。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p> <p>調査委員長 (川津清則)</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請の件、2件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書2頁、議案第2号 農地法第5条についてです。今月は2件申請がありました。 番号7、天瀬町女子畑〇の第2種農地です。地目は台帳・現況ともに畑、面積は49㎡です。 譲渡人は天瀬町馬原の〇さん、譲受人は天瀬町女子畑の〇さんです。 申請理由は、既に浄化槽を設置しているものの許可を得てなかったためです。こちらは追認案件ですので、始末書を徴取する予定です。場所の説明です。日田市内から国道210号を天瀬方向へ進み、ローソン日田天瀬町店の先から入った赤い丸で示しているところです。近くには社会福祉法人さかえ保育園さんがあります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。現在設置している浄化槽の写真です。こちらの申請は、令和4年に空き家バンクを活用して売買契約を行い、同年12月に3条許可を出しております。</p> <p>続いて番号8、大字庄手〇と〇の第3種農地です。地目は台帳・現況ともに田となっております。面積は1,916㎡です。 譲渡人は、大分市荏隈町2丁目の〇さん、譲受人が田島本町の〇さんです。 申請地を譲り受けて宅地分譲用地として利用したいとのことでした。場所の説明です。県道石井庄手線から中釣町交差点を三隈中学校方向へ進んだ赤い丸で示しているところでした。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、現地の写真を二つに分けています。</p> <p>以上、5条は2件となります。 それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>はい。7番に関しては、説明があったとおり、浄化槽設置してあったため追認、8番に関しては、問題無いと思われます。</p>
---	---

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。 資料No.1の3頁から4頁が農地法第5条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第2号ですね、2件でございました。農地法第5条の規定の許可申請の件です。1件が追認ですね。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題は無いというような意向でございます。 皆さん中で何かあればご発言頂きたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には 該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全会一致でございます。全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり、許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、これで終わりでございますので一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (川津清則)</p>	<p>はい。 本日3件の議案でございました。最短時間で終わらせていただき、本当、ちょっと格差があるんじゃないかと思われませんが、案件がこれだけしかないということは、初めてじゃないかと思っております。来月の方には、大変、何か迷惑な感じがしますが、本当に、私は帰って、ゆっくり昼御飯が食べられました。 ありがとうございました。どうぞ、挨拶にかえさせていただきます。どうも。お疲れさまでございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きます、議案第3号でございます。 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、でございます。 新規22件、再設定14件でございます。 議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。 2番の中島浩司委員、13番の平川修委員のお二方は、退室をお願いいたします。</p> <p>(中島委員・平川委員 退室)</p> <p>はい、それでは退室された方の件を先にしていきたいと思えます。 2番 中島浩司委員の件です。13頁、No.86、借り手 有限会社中島農場。</p>

<p>17 番 (財津満寿光)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>それから13番 平川修委員でございます。17頁、No.94、借り手 平川修さんでございます。 この2つについて、先に確認の方をお願いしたいと思います。 はい、何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは、中に入ってください。</p> <p>(中島委員・平川委員 入室)</p> <p>はい、それではお二方の分については承認したいと思います。 それでは、2名の方以外の分についてでございます。 これらの件につきまして、それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いしたいと思います。 問題が有れば、挙手してご発言願いたいと思います。</p> <p>はい</p> <p>財津委員、お願いいたします。</p> <p>17番 財津です。 再設定もありますけど、〇さんという方は相当な面積を新規で作られるようですけど、どういう方が、私</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ら知らないんで、ちょっと情報があったら教えていただきたいなと思います。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。</p> <p>この方、年齢50歳、〇さんですが、養豚農家をされている方でございますが、水田経営も頑張りたいということで、10ヘクタールを目指すということで、ただいま規模拡大中の方でございます。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>財津委員、よろしいですか。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>はい。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p> <p>原田委員どうぞ。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>11番 原田ですけど、今のに関連してですけども、基盤法に基づく相対の契約じゃなくてですね、公社との契約、中間管理制度の指導はされたのですか。いずれにしても、そういった形に移行すると思いますけど。</p>	
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>実際、今回は利用権設定という用紙で持ってこられましたけども、次回の契約が切れましたら、中間管理になりますよ、という案内を、今は差し上げているところでございます。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>今回、契約は出来なかったんですよ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>何も用紙を持たなくて来た方には、中間管理というやつもございませよ、という風な案内をします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ただ、少し時間・手間がかかるということをご存じの方もいましてですね、まだ利用権ができるということであれば、利用権の方をされる方は、まだいらっしゃる状態でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。 ご意見が他に無かったらご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして21頁です。 議案第4号 現況証明書（非農地証明書）の発行について2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>それでは議案集の21頁、議案第4号、現況証明書の発行についてでございます。 今月は2件申請がございます。 議案番号9、大字小迫〇で、台帳は畑、現況は宅地、面積は34㎡でございます。 申請人はうきは市の〇さんです。 申請理由の方は、農地法の許可を受け、転用しましたけども、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、申請するものでございます。 スライドの方をお願いします。場所はJR光岡駅から県立三隈高校の前を通りまして、県立日田高等技術専門学校の前を西に入った住宅地で、赤で示したところになります。航空写真で見ますと、このようになっております。次が拡大した写真でございます。赤で示したところが申請地となっております。字図でございます。</p>

この申請地は、昭和61年3月6日、指令農政5-527号で5条許可を受けた位置指定道路と4区画の宅地分譲用地でございます。転用面積が1,000㎡を超えたため、緑地を設けた場所となっております。現況写真でございますけども、バラスが敷かれています、中央に雨水排水路が設けられ、大きな樹木がある現状でございます。発行基準の2 農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され非農地化した土地、に該当するものでございます。

次に行きます。

議案番号10、大字求来里〇で台帳が田、現況は宅地、面積は35㎡です。

申請人は城町1丁目の〇さんです。

申請理由は、農地法の許可を受け転用しましたが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、申請するものでございます。

場所は、市役所から東側に位置します総合体育館の南側、赤で示した市道田島有田線沿いの戸建て住宅地となります。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した写真でございます。字図で赤で示したところが申請地となっております。この申請地は、平成2年11月30日指令農企第4-310号で、4条許可を受けた宅地拡張用地となります。現況写真でございます。申請地は、フェンスの内側で赤く印をつけたところで、写真奥の宅地入り口から続いた庭となっております。先ほど見ていただいた字図と形が違いますけども、水路の付け替え等によりまして、擁壁の中に含まれている部分もあるため、ということでございます。こちら、発行基準の2 農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され非農地化した土地、に該当するものでございます。

以上の案件につきまして、地区担当の推進委員さんたちからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

朝日地区の平川委員、お願いします。

<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。 先月の22日に現地に確認に行きまして、特に問題は無いと思いました。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 次に三芳地区の室委員、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (室哲也)</p>	<p>三芳地区の室と申します。 事務局の方と私、2名で現地調査を行ってまいりました。現状からすると、家が有り、横がもう庭になってます。もう、この案件については、畑ではなく、庭の一部として、判断したので、非農地で問題は無いかと思えます。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第4号の現況証明書（非農地証明書）の発行について、2件でございました。 この2件につきまして、何かご意見のある方は居られますか。 よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、9 番 樋口です。 9 番のこの写真の前ですけど、先ほどの説明では、当時、1,000㎡以上の宅地開発で、緑地部分、1,000㎡を超えたら、緑地を設けんとですよ。で、それを大体、この部分も緑地にしとかないかん、と思いますけど、今回、緑地を無くして、家を建てたり、そういう行為はできないんじゃないか、と思いますけど、そういったところの点について、ご説明頂ければありがたいです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 この土地に家を建てるというわけではございません。宅地を分譲しまして、ここの部分だけが元の持ち主の名前のまま、登記が農地で、所有権が元の持ち主、売主ですね。宅地分譲の時の、名義になっておりまして、今後、この土地を4軒で、区分所有といいますか、共有ですか、に変えるための手続、ということで聞いております。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>もう少しいいですか。開発するとき、ここは緑地で、緑地を設けるということで、宅地分譲の許可を得たと思うんですよ。もう数十年経っては緑地じゃなくて、宅地で利用するという事は、当時許可を下ろした条件、といいますか、そのとおりにならないというかね、だから、緑地であれば、緑地として、ずっと維持管理せんと問題ではないかなと、ここを緑地じゃなく宅地にするということであれば違う場所を、当初開発したところの違う場所を、緑地にするべきではないかなあ、と思うんですよ。開発協議は都市整備課が担当ですかね。ですから、そういったところとの協議といいますか、恐らく、そちらにはそれなりの緑地と</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>してのここはですね、緑地としてなっていると思いますので、恐らく建築確認とかが、都市整備課とか建築住宅課に回ったときには、アウトになるんじゃないかなというような、そういう感じがしておりますけど、ですから、当初は緑地であれば、もうずっと緑地で利用しないと駄目じゃないかなと思いますけど、よろしいですか、その辺りは。</p> <p>緑地・緑化について、確認とかはされてますか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>1,000㎡以上だったら、開発協議というのが必要になりまして、そこで緑地を設けるというような、項目で括っていると思います。ただ、ここに今後、家を建てるとか言うわけじゃない。</p> <p>ただ、緑地ではない状態にはなりますけども、所有権を4つに分けるという目的で、農地を農地じゃない登記にするという目的でございます。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>4人の所有になっても、やっぱり緑地としないと、当初申請した、その申請が、嘘になるというかね、そういうことになるんじゃないかなと。そういうことであれば、全て、そういうふうになるので、最初は緑地にしとって、ほとぼりが冷めて、それを売りますよ。そういうことじゃあ、ちょっと問題じゃないかなと。そういった思いがしておりますけど、担当課の方とは協議はされてないんですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。</p> <p>今回の件につきましては、協議はしてはおりません。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>いや、もう少し、ちゃんとした方がいいんじゃないですか。</p> <p>ですから、今の所有者の方に、当初、緑地だったところを分けて、みんなが緑地にすれば、何も問題は無いかな、と思いますけど、当初の申請と変わってくればね、ちょっと問題があるんじゃないかなあと。農業</p>

<p>議長 (石井照久)</p> <p>9番 (樋口虎喜)</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>委員会として、許可を出しても、あまり良くないんじゃないかな、とは思いますが。</p> <p>結局あれですね樋口委員、この緑地化を無くした場合、違うところに緑地部分を持って、緑地面積が確保できれば良い、ということですね。大体ね。その分の面積。</p> <p>それも担当課と協議しないと、あれですけどね。</p> <p>ですから、当初、その面積を確保する時に、ここは緑地ですよ。緑地をね、そういった1,000㎡以上の時は、植栽しますよと、そういった協議で分譲地が成り立ってるんですね。ですから、最初から4人に分けて緑地にしません、やったらこの分譲地は当初許可が下りないんですね。ですから、数年後にそういうことをした時には、ちょっと問題が有るんじゃないかなと、担当課がよしとすればいいかもしれんですけどね。そのこのところ、もうちょっと協議した方がいいんじゃないかなと。</p> <p>すいません。事務局からですけど、一応、当時、地目が宅地で、全体として許可を出していますので、一応、その宅地の中の緑地の空間ということで設けられていた場所になっていまして、その場所が宅地として、分譲されてないので、元の持ち主さんの名前で畑として残っていた、というのが現状ですので、うちとしては元の許可のとおりで、宅地ということで証明するんですけど、登記地目の関係上、宅地になるという理解で進めていましたので、今、樋口委員が言われたように、ちょっと、うちの方でも確認をして、進めさせていただきたい、と思いますけれども、いわゆる宅地の中の緑地空間という捉え方で、うちも考えてましたので。</p> <p>樋口委員、よろしいですか。</p> <p>確認した後に、次回の定例総会で報告するということで。</p>
--	---

<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>担当課と協議して、担当課が良しとすればいいと思いますけど、普通は駄目じゃないかなと思いますけど。</p> <p>はい、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>では、それをお願いいたしたいと思います。</p> <p>ほか何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案第4号 現況証明書(非農地証明書)の発行について、でございます。</p> <p>9番は一応協議をいたしますので、9番を除いて、10番については許可書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、発行いたしたいと思います。</p> <p>22頁に参りたいと思います。</p> <p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、1件でございます。</p> <p>事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。</p> <p>議案集の22頁、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、でございます。</p>

議案番号1、申請人は大字三和の〇さんです。

今回の申請は、相続した農地の相続税の支払い猶予を受けるために農業を継続していて、納税猶予を受ける適格者であるかを農業委員会が証明して、その証明書を添えて税務署に申請をするものでございます。

今回申請のあった農地は大字三和の田が5筆、畑が3筆の合計5,584㎡の農地となっております。

まず申請対象の農地の位置図でございます。

市立三和小学校近辺の国道212号花月バイパス沿い等にあります。議案に記載の地番に沿いまして、①から④の順に説明をいたします。①の所在は、大字三和〇、田123㎡、②の所在は、大字三和は〇、田672㎡です。位置は済生会日田病院を過ぎて、県道大鶴熊取線の三差路手前でございます。字図でございます。続いて〇の写真でございます。次に〇の写真でございます。続きまして、③は、県道大鶴熊取線の三差路を過ぎて、福岡クボタ農機具販売店さんの先を右に入った赤い印の場所となります。ここは大字三和〇から〇、の田、2,024㎡でございます。字図です。現況写真でございます。筆は3つに分かれておりますが、一枚の田となっております。続きまして、次に④の所在は、③から戻りまして、県道大鶴熊取線に入り、三和小学校を過ぎて左折し、南下した赤い印の場所でございます。字図です。大字三和は〇、〇、〇の3筆、2,765㎡でございます。農地が広いので写真方向①と②分けております。写真方向①です。続いて、方向②でございます。

以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂きたいといたしておりますので、よろしく願いいたします。

三花・小野地区の諫山委員、お願いいたします。

推進委員
(諫山文彦)

はい。農地委員の諫山です。

先月22日に現場を確認に行きました。いずれも農地として耕作されており、問題は無いと思われまます。以上です。

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、議案第5号 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について、1件ございました。 これについて何か質問のある方おられますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それじゃですね、適格者証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして23頁、議案第6号 相続税納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 続きまして議案集の23頁、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について、でございます。 議案番号1、申請人は大字三和の〇さんです。 相続税の納税猶予を受けている申請人が引き続き納税猶予を受けるため、3年毎に農業経営を行っている証明を発行するものでございます。 まず、申請対象の農地の位置図でございます。大分自動車道の北側にあり、国道212号花月バイパス沿いから山田原等に分布しております。議案に記載の地番に沿って、①から④の順に説明をいたします。①の所在は大字三和〇、田、1,180㎡と。大字三和〇、田、2,129㎡で合計3,309㎡でございます。位置は、国道212号花月バイパスを北上し、大分自動車道を過ぎたところを右折して、東に進んだところになります。字</p>

	<p>図でございます。現況写真です。こちらは○番地の現況写真です。こちらの方が○番地の現況写真となっております。次に、②は市道日ノ出藤山線を北上し、大分自動車道を過ぎた市道沿いの赤い印の場所となります。ここは大字三和〇、田、182㎡です。字図でございます。現況写真です。次に、③と④です。③の所在は大字三和〇、畑、1,561㎡で高速道路北側の側道沿いの株式会社河長さんの南側でございます。④の所在は大字三和〇、畑、1,083㎡で、JA大分の梨選果場の手前の赤い印に位置しております。③と④の字図でございます。③の写真です。続きまして④の写真でございます。</p> <p>以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>同じく三花・小野地区の諫山委員、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。 推進委員の諫山です。 こちらも22日に現地の確認をしてまいりました。耕作をされており、また果樹園の方も、きちっと管理をされておりますので、問題無いと思われます。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第6号ですね、相続納税猶予に関する引き続き農業経営を行っていく上での証明書発行についてでございます。 これについて何かご意見のある方おられますか。 ありませんか。証明書を発行してよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは議案第6号 相続税納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行をいたしたいと思います。</p> <p>それでは24頁、議案第7号 5月調査委員の選任についてでございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 私の方のご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね。 3番の飯田隆委員、11番 原田文利委員、17番の財津満寿光委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 6月 10日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 19 番